

都内居住支援協議会設立区市の 要配慮者に対する住まいの相談について

- ◆ 都内居住支援協議会設立区市を対象に、住まいに関する相談（協力不動産店制度や相談窓口設置など）や、生活相談を含めた総合相談窓口の実施状況について調査を行った
- ◆ 上記事業を実施していると回答したのは21区市（13区8市）

役所等に相談窓口を設置

1 事業の実施主体

区市	11
居住支援協議会	9

2 相談体制・広報について

- ・設置場所は、区市の役所の窓口や、役所の支所の窓口、相談業務を委託された団体の窓口など
- ・相談対応をする者は、行政職員や居住支援協議会構成員の団体、相談業務を委託された団体、協定を結んだ不動産団体など
- ・相談や問い合わせを受け、相談者の要望に合う物件を協力不動産店に照会し、物件のある不動産店を紹介する取り組みもみられた

窓口での相談開催の頻度

毎週1回程度	4
毎週2回程度	1
常設	10
その他（不定期など）	5

協力不動産店での住まい探しを支援するもの

1 事業の実施団体数

事業を実施している団体数は9区市

2 協力不動産店の周知方法

- ・協力不動産店をリストに登録し、役所等の窓口でリストを提供
- ・区市ホームページで協力不動産店のリストを公表
- ・専用ステッカーを不動産店に配布し貼りつけてもらう

窓口での相談実施に関する広報

- ・区市ホームページでの公表
- ・広報誌の掲載、窓口でのチラシ配布や案内ほか

3 相談体制の構築による効果、課題など

課題

- ・相談者の希望条件と実際の物件との違い（家賃など）
- ・住宅確保要配慮者向けの物件の確保
- ・不動産店・オーナーの理解を得ること
- ・制度周知・福祉部局などとの連携
- ・専門知識を要する案内への対応
- ・相談者に緊急連絡先がない場合の対応
→都指定の居住支援法人を紹介して対応

効果

- ・要配慮者へのサービスが向上
→適切・迅速な案内が可能になった
→相談者が、近所の協力不動産店に気軽に相談できるようになった ほか
- ・他団体との連携
→居住支援法人との連携で市外に住み替え希望の方にも対応可能に
→相談者と不動産団体との関係を構築
窓口終了後も継続した相談ができる状況を整備